

第6回 元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議 会議録

「委員」	座	長	中 林 一 樹
	委員（座長代理）		藤 井 恵 介
	委	員	在 塚 礼 子
	委	員	栗 生 明
「幹事」	企 画 政 策 部 長		佐 藤 正 子
「事務局」	政 策 研 究 担 当 課 長		井 内 雅 妃
	み どり 公 園 課 長		橋 本 万 多 良
	施 設 管 理 課 長		澤 井 英 樹

開催日：平成27年5月15日（金）

中林座長

よろしくお願いいたします。最初に配付資料について、事務局より説明をお願いいたします。

井内政策研究担当課長

はい。それでは、第6回の元町公園の保全および旧元町小学校の有効活用検討会を開催させていただきます。まず、委員の出欠状況につきましては、欠席なしということでございます。それから、事務局のほうでございますが、4月の人事異動に伴いまして変わっておりますので、紹介をさせていただきます。まず、みどり公園課長の橋本でございます。

橋本みどり公園課長

はい。みどり公園課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

井内政策研究担当課長

施設管理課長の澤井でございます。

澤井施設管理課長

施設管理課長、澤井でございます。よろしくお願いいたします。

井内政策研究担当課長

はい。それから、企画課も担当に変更がありまして、係長の田村でございます。

企画課 田村

田村です。よろしくお願いいたします。

井内政策研究担当課長

担当の加藤でございます。

企画課 加藤

企画課の加藤です。よろしくお願いいたします。

井内政策研究担当課長

どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、配付資料でございますが、本日は、次第とこちらの提言の案ということで2種類でございます。配付資料等につきましては、以上でございます。

中林座長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、本日の議題です。1枚目が次第になると思いますが、一つだけです。元町公園および旧元町小学校の保全有効活用に関する提言案ということでございます。これまでご議論いただいてきたことを踏まえて、最終的な確認を行っていきたいというふうに思います。では、最初に次第の1で、事務局より提言案の説明をお願いいたします。

井内政策研究担当課長

それでは、提言についてでございます。この間、ゴールデンウィークを挟みまして、お忙しいところお目通しいただき、ご意見、ご修正をいただきまして、ありがとうございました。皆様から意見をいただきまして、こちらに本日、案という形で、まとめさせていただいております。修正を加えた点につきまして、説明をさせていただきます。

まず、1ページの「はじめに」というところでございます。こちらにつきましては、1行目に文京区立元町公園で、以下元町公園といって略称を付けておりますが、旧元町小学校のところも、当初は略称で旧小学校と言う、と付けてはいたんですが、略称でなく旧元町小学校でよろしいのではないかというご意見がございましたので、呼称について、小学校のほうは、そのまま旧元町小学校というところで書かせていただいております。以下同じような記載方針で書かせていただいているというところでございます。

続きまして、2ページでございます。こちらの 元町公園の概要および沿革の一番最後、なお書きのところでございます。こちらについては、戦時中の防空等の目的で、空洞と言いますか、地下にそういうものがあるということについても、やはり沿革として書いておいたほうがよろしいのではないかという意見がありましたので、こちらの文を追記させていただいております。

続きまして、3ページでございます。こちらは事務的な整理といたしまして、2番の下に という見出しを新たに設けております。2番の見出しが「都市計画および地域防災計画」ということですので、小項目といたしまして、「都市計画上の位置付け」、それから という見出しを、「地域防災計画上の位置付け」というのを加えてございます。もう一点でございますが、イ「周辺地域」というところがございます。周辺地域といった場合に、どのエリアを指すのかが不明確だというご意見がございましたので、説明文のところに、概ね500メートル圏ということで記載をさせていただいております。これに伴いまして、表中の第一種住居地域、それから風致地区のところは、当初お茶の水公園等が入ってございましたが、500メートル圏にそろえたということで、削除するかたちで整理をさせていただいております。なお、この周辺地域は、 の「防災計画上の位置付け」でも、ウとしまして記載しておりますが、こちらもエリアをそろえております。エリアの広さをどちらも概ね500メートル圏ということで、記載を整理させていただいております。

続きまして、4ページでございます。4ページの でございます。「旧元町小学校」のところでは

けれども、復興小学校として建設された117校のうち、現存する復興小学校の数(14校)ということで、当初のデータがちょっと古いデータでしたので、26年3月現在の直近のデータに書き換えをさせていただいております。

続きまして、5ページでございます。5ページの「元町公園」のところでございますが、最初の段落の最後の文ですね、「また」以降のところでございます。「追加された工作物が、利用上、景観上の難点となっている部分も見られます」ということで、管理棟を指しているんですけども、そのあたりについては、この会議体のなかでご議論されたところでありましたので、そこを追記させていただきました。それから、細かい点ではございますが、の「旧元町小学校」のところでも2行目の終わりのほうですが、「一般的な耐用年数を過ぎていることによる経年劣化への対応」という表現のところ。当初は、「一般的な耐用年数を過ぎた」という表現だけではあったんですが、そこに「経年劣化への対応」というところを付け加えさせていただいております。のところは、旧元町小学校という表記、それから「です」「ます」の修正、用語の順番を入れ替えた等々の整理でございまして、大きな変更は特にございません。

続きまして、6ページでございます。6ページの2)「保全・利活用にあたっての視点」でございますが、すみません。ここ今回の資料のなかにちょっと抜けてしまっているところがあります。修正させていただきたいんですが、1番の「歴史性の継承」のところでも、主語が落ちていまして、いきなり「震災復興小公園、小学校の姿を今に伝える」というふうになってしまっているんですが、主語としての「元町公園及び旧元町小学校」が整理の過程でなぜか抜け落ちてしまっておりますので、そこはあとで修正をさせていただければと思っております。今の1番、「歴史性の継承」の部分で、その他の変更点といたしましては、後ろから3行目になります。「加えて」というところでございますが、「聖橋など、震災復興期に建てられた建造物の多い神田川界限などの周辺地域を含め」というところで、周りのそういった震災復興期に建てられたものとのバランスと言いますか、連続性、それから調和ということで、こういったところを追記させていただいております。

続きまして、7ページでございます。こちら7ページのところは、大きな修正はございませんが、先ほどと同様に、2行目のところに「一般的な耐用年数の超過」という文言がありましたので、「超過による経年劣化」を加えたというところがございます。それから、4番の「民間活力の導入」というところでも、ちょっと主語が明確ではありませんでしたので、「元町公園及び旧元町小学校の将来にわたる保全・利活用」ということで、こちらの主語を入れさせていただきました。

続きまして、8ページでございます。8ページにつきましては、「今後に向けて」ということでございますが、の文化財登録のところですね。このあたりを若干修正をいたしております。ここは、主旨といたしましては、関東大震災から復興した東京の復興公園、復興小学校であるという、そういった視点を踏まえて、今後文化財登録についての検討が望まれるということから、今の書きぶりに修正をさせていただいているところがございます。

主な変更点としては以上でございます。そのあとは付属資料ということで、本文の説明に付随し

まして、当時の公園とそれから現在の様子ということで、比べたような写真、それから、公園や小学校で劣化している部分、意匠として特長的な部分を写真として載せさせていただいておりました、最後に図面等ということで、当初のものと現在のものの図面。それから、検討会議の資料ということで、設置要綱、名簿、検討経過をお付けしてございます。説明については以上でございます。

中林座長

はい。ありがとうございました。それでは、ただ今、最終案として、これまでのものに修正を加えた提言書について、説明をいただきました。説明以外でも何かお気付きあるかもしれませんが、何かご意見等ありましたらお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

栗生委員

まず、4ページの「元町公園及び旧元町小学校の歴史性について」の3行目、「数少ない事例」と書いてありますけれども、公園と小学校が一体となって現存しているのは、私の知る限りですけど、唯一の事例というふうに明記したほうがいいのではないかなというのが一点ですね。

それから、5ページの「旧元町小学校」、の5行目の「機能的劣化」という言葉は、あまり普通は使わないのではないかなというふうに思っています。たぶんこれ、新たな通信技術に対応できていないとか、あるいはもうちょっと容量を多くしたいとかということだろうと思うんですね。物理的劣化というのはわかるんですけど。機能的劣化と言うよりも、機能的変化、機能変化と言うほうが、一般的には望ましいというふうに私は思います。

それから、6ページ目ですけども、この「歴史性の継承」のなかで、5行目の内部の意匠、これ腰壁から始まってずっと書いてあって、洗い場等って載ってますけど、そこに、漆喰による壁仕上げおよび体育館のトップライトという言葉も、もし委員の方々がご同意いただけるのであれば、入れたほうがいいのではないかなと思います。私は建築家の立場で、これは特長のある意匠だなと思っているんですけど。それから、外部に関しても、柱型を強調するデザインだけではなく、これは4ページの旧元町小学校のなかの記述がありますけれども、大きな窓の配置というのと、それから、校庭に全開放できる体育館の開口部とが、特長的だと思うんですね。一応記述を加えたほうがいいのではないかなと思っています。

それから、7ページ目「リノベーションによる利活用」の3行目ですけども、「機能低下」ということが書いてありますけど、これも機能変化。それから、「民間活力導入」のところ、これはちょっと議論になるのかもしれませんが、一番最後に「公共と民間による利活用を工夫することが重要です」と書いてありますけど、さらに踏み込んで、事業者決定後も、事業者と区と区民との継続的協議が必要ですよという言葉が、入れられたら入れたほうがいいのではないかな。事業者が決まったあと、事業者が独断でどんどん決めていくことを往々にして耳にするので。区

と地域住民と協議を継続するという言葉を、ここに入れるのがいいのか、また別なところに入れる方がいいのかは、また議論だと思いますけれど。

同じように、8ページ目の「効果的・効率的な事業スキーム」のなかの2行目ですけど、区と民間業者に加えて地域住民というのを重要視する姿勢は、示しておいた方がいいのではないかとというようなところがちょっと気になりました。

中林座長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかの委員の方は。

在塚委員

はい。まず、特に最後のご指摘の点は、ぜひ私もそのようにしていただくのがいいと思います。全体を送っていただいて本当に前よりとてもよくなって、委員長を始め、事務局の方々のおかげだと思いましたが、全体的にハード面のことが書いてあるということが気になって、やはり住民の方の参加とか意向の反映とかというようなことをどこに盛り込むべきかなと私もちょっと考えて。6ページの2番のところに、少し住民のことを入れるのはどうかなと思いましたが、でも、今のご意見のように、民間活力というところに、事業者だけではなくて、一般的にはそういう概念ではないですけども、もう少し住民も加えた概念にしていければいいかなと思っていたところでした。今言われた特に最後の、事業者の決定後も区民、あるいは住民、どちらの言葉がよくわかりませんが、関わって進めるというふうにしていただくのが、大変結構と思います。同様に8ページ目の のところにも、そのことを加えていただくというのに賛成します。

あと先ほどの機能的劣化、5ページのなかほどですね。 の5行目、この「機能的劣化」は私もちょうとおかしいなとは思いましたが、7ページの3行目では「機能低下」になっていて。

佐藤企画政策部長

そうですね。言葉が二つ出てきます。

在塚委員

だから、変化よりも低下でもいいのかもしれませんが、でも、中身は何かというと、つまり昔のままだと、今では不十分という意味なのか、昔の性能が落ちているということなのか。

藤井委員

両方のことじゃないでしょうか。

佐藤企画政策部長

そうですね。機能変化に対応しきれていないというところでは、低下なのかな。

栗生委員

たぶん昔は機能していたけれども、現在の利用形態が違ってきている。それに対応できない。

佐藤企画政策部長

追いついていないということですよ。

在塚委員

そう。そういうところもあります。もともとの機能も落ちているかもしれないけれど、さらに最近の状況には不十分という、その言葉は何がいいのか。

藤井委員

「機能不足」って言うと、それだけでいいんじゃないでしょうか。6ページも7ページも。

佐藤企画政策部長

あと、8ページの4の と のところで、地域住民の方の関わりというのを書き込む構成になっているんですが、先程のお話はどの部分で入れ込んでいくといいでしょうか。。

在塚委員

私の印象としては、8ページの4の で、「地域住民との協働による公園の維持管理など」というふう在具体例が書かれていることが、かえって何か狭めているような印象を受けたんですね。よく読めば、もう少し上に「地域住民等、区民の意見を聞きながら」というふうに入っているんですけど、もう少し書きこみが必要じゃないかと思ったので。

栗生委員

今のページの のところは、プロポーザルって言葉が出てきますが、プロポーザルで決まると、もうそれが最終決定みたいなかたちで動いていっちゃう例が多いですよね。ですから、ここで「区と民間事業者との協議の継続」とありますけれども、併せて地域住民もということが明記されてるほうがいいかなと。

佐藤企画政策部長

そうですね。事務的に考えると、4の の区と民間事業者との関係、括弧して「継続的な協議の仕

組み等」というところは、契約者同士の関係で当然区と民間事業者なんですけれども、区は協議する際に、当然地域住民の方の声を聞いた上での協議になるという前提があったものですから。この仕組みの中には、当然地域住民の方は入っていただかなきゃいけないという、事務的には分かっている部分があったので書いていないんですね。民間事業者にしてみれば、契約の相手方ということで区との協議に臨むんだけれども、区はきちんと地域住民の声を入れた上で協議の席に臨むというスタイルを取っているものですから。でも、かえってその辺が出てきていないということですね。

在塚委員

そう明記したほうがいい。

佐藤企画政策部長

わかりました。ちょっとそのへんの書きぶりですね、そうすると。

中林座長

たぶん は区と区民の関係。意見を十分聞いてください、ということですね。この検討会議では、区民の意見を一度も聞いてませんし、そうした調査も参考にしていませんから。

佐藤企画政策部長

そうですね。これからですね。

中林座長

ですから、区と区民の関係をきちんとやってくださいということ。それを完成後も引き続きというところまで強調するかは別の問題ですけど、前文では「具体化にあたっては」ということになっていますので、ちょっとそこは「継続的な」という言葉が必要かもしれませんね。区民もどんどん変わってきますから。

もう一つは、 に区民を入れるかどうかということですが、今のお話も含めると、区と民間事業者というのがスキームを持って契約をするわけですから、そのなかでも「継続的に」協議する。30年間ほったらかしということはありえないし、話し合いを継続的に行いながら、実際の契約は毎年とか数年ごとに結ぶみたいな話になると思うんですね。お金のことを含めてね。だから、そこにも区民が関わるのかということなんですけど、それはどうなんですか。区民と区と民間事業者が対等の立場で協議するような場を継続的に設けるんですか。

佐藤企画政策部長

協議の中身によると思うんですね。こちらがイメージしていたのは、例えば事業者が決まって契約をする、そこから始まるんだけど、そのなかで使い勝手も含めて継続的に区が地域の声を聞く場があって、それを区として伝えていくというような。今、あそこは順天堂にお使いいただいているんですけども、区が委託している事業の部分と、あちらが運営している保育園に区民の枠をつくっていただいている部分とがあるので、必要な調整というのを、適宜やっているものですから。だから、協議の中身によるとは、正直思っています。契約の一言一句まで、その時その時に関わっていくかと言われると、難しい場面も出てくるでしょうけれども、どういうものになりますか、みたいな話し合いであったり、実際に始まったなかで、このへん不便なんだけど、みたいなご意見を聞いていくというところは、今でもそういうかたちでやっているのです。

中林座長

それは、民間に管理を任せ、いわゆるPFI的に任せられた施設についてやられているんですか。

佐藤企画政策部長

管理委託をしたり、あとは賃貸ということでお貸しをしたりする施設についてですね。貸すにあたっては、民間との約束事を決めていきますが、必要なときは協議するという契約条項になっていますので、区が橋渡しをするかたちで、直接お貸ししているところと住民とでお話し合いいただくときもありますし、区が住民の方とお話し合いをして、その意向を伝えるというやり方もありますし、それはものによってさまざまですね。

在塚委員

また、民間事業者によっては、特にこういう定めがなくても、やっぱりここをよくしていくには住民の方の声を聞こうという、そういうやり方をしているという面ありますよね。

佐藤企画政策部長

はい。そうですね。あと地域に向かって開放するような部分を事業者が持っているときは、逆に利用者懇談会みたいなかたちを、最初から仕組みで提案してくるところもありますので、それはさまざまかなとは思っています。

栗生委員

ちょっとその書きぶりをどうするかは別として、「今後に向けて」のなかに、「地域住民の意見を聞きながら」というのが入っているんですけども、先ほど在塚先生が言われたように、のなかで、「地域住民と協働による公園の維持管理」とだけしか書いてないと、どうもこれだけの

話にイメージがいったちゃって。本体のプロポーザルの具体的な内容、今部長が言われたような使い勝手だとか何かに関する協議というのが、どこかでうまく継続的に引き続いて行われるようなことを。

佐藤企画政策部長

そうですね。その印象を与えないと駄目だということですよね、その文章にね。

栗生委員

そういうことですね。

佐藤企画政策部長

わかりました。じゃあちょっと表現を。

中林座長

じゃあ今ご説明いただいたような方式で、つまり、今後、継続的利活用にあたって区民の立場を確保していくということを前提に考えられるのであれば、私はそれで全然構いません。一番は、今ご指摘あったように、区民には公園の掃除だけさせるのかと逆に誤解されちゃうので、そこもむしろ補強していただきたいんですね。公園の維持管理もありますし、小学校を区民が公共的利用をするということを保障するために、一部を区が直轄で使う部分として利用区分したらどうかという提案をしているわけですので、少なくとも利用区分したところに関しては、区と区民との関係でどういう使い方、管理の仕方という、区民との関係の部分で少し加筆してほしい。

佐藤企画政策部長

どう表現するかですね。

中林座長

その点についても、公園だけじゃありませんということをきちんと書いていただいて、継続的な話し合いをすると。それから、全体についても、民間事業者と区と区民とで協議する場を継続するというのが、プロポーザルとか、契約条項にそこをきちんと書いてもらうということが前提になりますので。そこを踏まえてというか、この提言に書くということは、私はそういうことだと思っていますから、ぜひその区民の継続的な関わりの点をもう一度、確認していただきたい。我々の意見としては、とにかく区民が活用していただかないと駄目なので、活用していただくために、区民の皆さんに主体的に意見を言ってもらって関わっていただくということが重要です。区と区民と民間事業者との関係なんでしょうね、強いて入れるとすれば、「区と区民と民間事業者

という三者が、それぞれの立場で関わって、有効な利活用をするんです」ということがわかるように書いていただくほうがいいんじゃないかなと思います。そういう事業スキームでもあるんです、というふうに。

在塚委員

それを伺っていると、この6ページの2のところ、4行目の「公共的利用に関する管理運営が求められることから」のあたりに、住民がそこに関わることが必要だというような言葉を入れてもやっぱりいいのかもしれないと。ちょっとご検討ください。後ろのほうに入れば十分なのかもしれないんですけども、やっぱり地域住民のためのいきいきした場にするためにも、その意味で必要だということの方がより伝わるといいかなと思ったということで、ご検討くださいというぐらいですけれど。

藤井委員

別のことでよろしいでしょうか。

8ページの「今後に向けて」というところなのですが、このなかで具体的な建築的な造作を決めるときに、一つは2行目ですけど、復元的改修という言葉について。復元的改修というのは、復元をするという方向性、初期の状態に戻すという意味で、これはそういう理解で大丈夫だろうと思うんですけど、これ6ページにも出てきます。その次ですね。「建設当時の設計意図や意匠などの歴史性を継承しながらも、時代に合わせて未来を見据えた整備を行う」という発想の下に、創造的復元を進めることを基調としています」と。それで、その時代に合わせた未来を見据えた整備というのも、これも大変よくわかりやすい言葉ですが、「創造的復元」ということが定義されていない言葉なので、せっかく前に言ってるのに、これでわかんなくなっちゃわないかと、ちょっと心配な気がします。

何かいい言葉はないのかなと思うんですけど、例えば、今まで全体のなかで、過去のことを大事にして次のステップを踏んでくださいということを書いているので、必ずしも創造的復元というのは、必要ではないのではないかと。例えば新しい施設の企画、計画とか、そういう言葉でもいいんじゃないかと。そのときの条件として、復元的改修とか、それから時代に合わせた未来を見据えた整備を行うという、そういう言い方でもいいのかなと思うのですが。それから、「時代に合わせ未来を見据えた整備」と言うと、既存の建物にほとんど手を入れてはいけないのではないかと、という印象を与えるので、もう少し前向きに、例えば、改修とか改造とか、そういう言葉を入れてもいいような印象があります。

ちょっと専門的なことかもしれないですが、イタリア人のカルロ・スカルパという建築家は、大変見事にそういうことをやるんですけども、整備ということを超えて、もう少し自分の仕事として、古い建物を生き返らせるというやり方をするんですけど。ですから、そういうことも許容さ

れるだろうと思うんですね。それで最小限の縛りという全体としての縛りは、文化財登録という縛りがありますから、文化財的な縛りはそこにあるので、ここで建築関係者のプロポーザルを前提にするときは、もう少しできるということをわかるように、あまり整備とか復元に全面的にいくのではないほうがいいような気がするんです。

在塚委員

そのためにきっと創造的という言葉が使われたんだと思うけれど。整備の言葉を、創造的整備じゃなくて、何ですかね。

藤井委員

そう、そこにいい言葉があればいいんです。

中林座長

先ほど藤井先生が言われたように、この「整備」のところを、「改修」というふうに言っちゃってもいいのかなと思いますよね。だから、「創造的復元」じゃなくて、「創造的改修」っていう。

藤井委員

そうですね。創造的改修であれば、前向きの話になる。

栗生委員

それも定義されてないものでしょうけど。

藤井委員

改修は創造的ですよ。そうか。創造的改修というふうにすればいいですね。

栗生委員

だから、創造的改修というのを、括弧を付けない。普通の言葉にして。要するに、そうすると、定義うんぬんという話にならなくて、一般の言葉として、創造的な改修をしていく。

在塚委員

一般的な創造的な改修。

佐藤企画政策部長

カギ括弧を付けると何だ、ということになるから、一般的な言葉として使うみたいなの。

藤井委員

実は英語ではいい言葉があって、こういうときにはインターベンションという言葉を使うので、それは広い意味です。日本には、いい言葉がないのです。創造的改修で括弧を外せばわかりますね。下は、これはいらぬとも思いますよ。「登録の時期については、今後の利活用の支障にならないよう慎重に判断する」で、利活用のなかに改修、改造もみんな入ってきますからね。

佐藤企画政策部長

言葉は変えますよね。あとはどうすればいいでしょう。

中林座長

私の分野で言うと、20年前の阪神大震災のときに、復旧復興で戻すんじゃなくて、新しい時代に対応した復興をするんだというので、創造的復興という言葉が出てきたんですね。それを2004年の新潟県中越地震のときには、山間地域の被災は復興なんかできない、復旧すら最大の努力をしないと無理だということで、新潟県の復興計画は、創造的復旧というタイトルですよね。今回、東日本大震災では、どちらかと言うと、みんな「創造的復興」というのを使って。たぶん「復興」で復旧的と誤解されないように「創造」ということを付けたんですね。そういう意味では、創造的改修というのは、もともと改めるという意味の改修という言葉に創造が付くことで、どんどんやっていいという話になりはしないかと、少し気になります。

佐藤企画政策部長

定義付けをはっきりしておけばいいと思うんですけど、どうすればいいでしょうか。

中林座長

だから、復元的改修と創造的改修がペアで常に使われないと、ちょっと危ないですよ。

藤井委員

前の復元的改修と、おそらくセットになっているということ。

中林座長

ええ、そうですね。

佐藤企画政策部長

どちらかじゃなくて、当然両方を、復元的改修と創造的改修の両方というふうに使っていくということですよ、そうなる。

中林座長

だから、創造的復元というのが、そういう意味では、創造的復興と同じように二項対立的な言葉を結んでるんですけども、創造的復元とは、復元的改修と創造的改修を有機的に結び付けた概念ですよというぐらいにしちゃって、残すという手もあるかな、とも考えられます。だから、逆に言うと、創造的復元っていうのは、復元的改修と創造的改修を常にバランスよく考えてやってくださいよっていう意味ですという、くどいけれども、そんな定義もあるかなと思うのです。そんな表現でかえってこれは何だ、って考えてもらうようなほうが、プロポーザルとしていい知恵が出るのかなという感じもしないでもないです。

在塚委員

これは、どれを使うかで、人に与える印象は結構違いますよね、確かに。まあどう読み解いてくれるかわからないですけど。

中林座長

だから、その創造的改修を進めるといふところを除いてしまって、「将来にわたる一体的利活用に向け、復元的改修により設計の意図や意匠などの歴史を継承しながらも、時代に合わせ未来を見据えた創造的改修を行います」と言っちゃうと、どちらかと言うと、創造的改修を中心に考えますよね。

佐藤企画政策部長

どうすればいいですかね。

中林座長

どこまで言うのか。先ほど栗生委員のほうから、6ページの歴史性の継承として、具体的にさらに体育館のトップライトですとか、モルタル仕上げとか出ましたが、歴史性としては、確かにあの時代のモルタル仕上げというものがあると思うんですけど、その復元でいいのか。それから、梁高を越えるような大きな採光窓。単なる採光窓ではなくて、大きな窓の配置ですとか、グラウンドと床の高さを合わせた体育館。外部と内部を一体化した造りというようなことというのを、歴史性の継承で注目すべきとか、考えてほしい点として具体的に示すというふうになると、それらをいかに活かしながら、未来を見据えた整備というか、取り組みにしてもらえるかということを考えてもらうという点で言うと、創造的復元というの、考えさせる言葉としてはいいのかなという気がして。

佐藤企画政策部長

この間、事実の部分だけを書いて、あとは提案を待つと、絶対ここはこうしてと言っちゃうと、また何も出てこなくなるよというのがあったので、この書きぶりになったかと。そういった意匠があるんだよとか、こういったのが特長的なんだよというのは、事実として書かせていただくとは思っているんですね。ですから、体育館が地続きになっていることや、コの字型の形状は全部事実ですので、事実というところでの書き込みが足りないということであれば、さらに書き込んだほうがいいかなというのは、聞いてて思ったんですけど。モルタルの壁の話は、そのままは難しいですよということで、だいぶ前回出たと思ってるんですけど。確かあのときリウムがというような話も出て。そのあたりは、現実的な部分として本当にどうなんでしょうというところはあるんですね。

栗生委員

たぶん百パーセント復元というのはありえないし、この前提として百パーセント全部変えるということもないというなかでの振れ幅ですね。ですから、そういう意味では、復元的改修と創造的改修と相矛盾するようなものが併記されてるというところに意味があって。これは、そのプロポーザルの応募者のほうが、やはり歴史的なものを大切にしながら、ここを改修するともっと良くなるよ、という。先ほど藤井先生から例が出された、イタリアの建築家の改修の方法なんていうのは、創造的改修だと思うんですけどもね。そういう自由の幅を感じさせながら、やはり大切なものは残してそれをうまく利用すると言いますか、それを新しいアイデアに結び付けていくということを期待してるよ、ということは匂わせればいいのではないかなと思うんです。

佐藤企画政策部長

その書きぶりが難しいですが、どうしたらいいでしょう。

藤井委員

難しいですね。日本のなかで、あまり実現していないことだから。ですから、今回の仕事は、皆さんフロンティアになると。

栗生委員

だから、スカルパ的にできちゃえば、すごい財産になるんだけど、お金がかかる。

藤井委員

アイデアはいくらでも使えますよね、スカルパの。

佐藤企画政策部長

意匠のところを含めては、写真も含め、事実も含め、書き込みをしてはいるんですが、どう書きますかね。そのあたりは、ポイントでもう絶対と言うのが難しいから、例えばみたいなことで。ただ、意匠も含めては、こういうところはすごく特長的なんだよというところを漏れなく書くようにみたいなところがあったんで、かなり4ページあたりからのところで、写真も含めてと思って用意はしてるんですが、もっと書いたほうがいいですか。もっと書きますか。

栗生委員

注目ポイントはこういうところですよ、というぐらいの感じですよ。だから、こういうところを大切に考えながら、創造的改修をしてくださいということでしょう。

井内政策研究担当課長

さっき栗生先生がおっしゃった、漆喰のある壁仕上げというのは、それは内部の意匠のことですか。モルタルの話とは別でしょうか。

栗生委員

モルタルのことですね、これは。

佐藤企画政策部長

外壁のモルタル仕上げじゃなくて、漆喰って白壁みたいなピタッと塗るやつですね。

井内政策研究担当課長

そうですね。内部のモルタル。

栗生委員

両方ありますね、そういえば。

井内政策研究担当課長

そうですね。モルタルは、ちょっと当時のモルタルを使うことは難しいよねという話が、前回の会議であったので。それは代替でよりよい製品のものでよい、という話があったので。

栗生委員

そうです。

井内政策研究担当課長

意味としては、内部のデザインとして漆喰を使ってとても柔らかい状況を出しているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

栗生委員

そうです。はい。塗りムラがあるような。

井内政策研究担当課長

ムラがあったりするような、そういう雰囲気を用意として、大事に注目ポイントとしてということでもよろしいですか。

栗生委員

ええ。柔らかい印象を出してるんですね。もちろん吸湿性の問題もあるでしょうし。

中林座長

復元的改修というのが、6ページにも載ってきてるんですが、ここは歴史性のある復元的改修というところに、むしろ重きを置いて書かれている。創造的改修に関しては、2とか3とかというあたりに、用語としては出てこないんですけど、当然ながら概念が含まれてるとして、その視点の1と2、3をどううまく活用するかというのは、今後具体化に向けての課題ですよというふうに考えを示しておきたい。創造的復元という言葉は抜くとして、どういうふうに表現するか。一つは、この文脈のなかで「復元的改修により、」という、カンマを取ってしまうというのが一つですね。「復元的改修により建設当時の設計意図や意匠などの歴史性を継承しつつ」と、「ながらも」じゃなくて、「しつつ」とする。時代に合わせ未来を見据えた創造的改修を行うという発想の下に整備を進めることを基調としています、という結びにすればよろしいでしょうかね。

栗生委員

いいですね。大変いいと思います。

藤井委員

そうですね。大変いいと思います。

中林座長

そうすると、復元的改修と創造的改修というのは、対等である。アンドで結んでる。

栗生委員

そうですね。

中林座長

そうした両方の発想で整理を進めてください。そんなような修文をちょっと検討していただけますか。

井内政策研究担当課長

まず、8ページのところの上から2行目、3行目のあたりは、今委員長がおっしゃったとおり。将来にわたる一体的利活用に向けて、カギ括弧を取って、復元的改修により建設当時の設計意図や意匠などの歴史性を継承しつつ、ここもカギ括弧を取るんですかね。時代に合わせ未来を見据えた創造的改修を行うことを基調としています。というような修文でいかがというお話がありました。それから、6ページのところは、ここは歴史性のところなので、復元的改修というのが出てはくるんですが、ここについては、カギ括弧を取るぐらいかなという。復元改修を進めるということによろしいかと思うんですが、その前段のところの意匠のところですね。元町公園の特長的な意匠のところ、今委員の方から、まず内部の意匠のところの例示といたしまして、今、洗い場等で終わってるんですが、この後ろに漆喰による壁仕上げと体育館のトップライトなどということで、それを加えるということが一つ。それから、外観のところの例示といたしまして、柱型を強調するデザインのあとに、大きな窓の配置。校庭に全開放する体育館の開口部など、ということを加える。

佐藤企画政策部長

そのあたりでお聞きしたかったのが、体育館のトップライトと言うと、体育館全面なので、一部保存とかって可能なものなんですか。どうやって一部保存をするのか教えておいていただきたいというのがあって。この間話したときは、学校のなかのそういった設えみたいなところを一部残しておいてということだったのと、体育館をどうするかということも、建て替えたとしてもまた同じような設えにして、イメージでつくることもあるという発言も出ていましたし、鉄骨造りはそんなにずっともつものではないというもだいぶ早い段階から言われていたので、書きこむのはいいんですけど、実際に技術的なものも含めて、どこまでの幅があるものなのかだけお聞きしたいんです。

栗生委員

これは歴史性の継承で、こういったものは留意することが望まれますという意味で。

佐藤企画政策部長

ただ、一部保存・修復をおこなうことが望まれます、に続く文章なので、確認としては、そういうことが可能な構造なのではないかというだけなんですけど、そこだけ。

栗生委員

うん。創造的改修で十分可能だと思います。

佐藤企画政策部長

創造的改修ということは、例えば、全部壊したとしても、同じようなトッライトを一部につくるようなのもあれば、技術的にもっと工夫ができるような工法があるんですかね。そのあたりが提案をするときにすごく難しいと言われてしまうと、また動けなくなってしまうということがあるので、どういう具体的なものがあるんだろうという。

栗生委員

極端に言うと、RC、鉄骨ではなくてRCにして、もうちょっと性能を高めていくという方法も創造的改修だと思うんですね。

佐藤企画政策部長

RCにして。そこは、たぶん説明求められると思うんですね。学校の内部のところは、一部そういう趣きを残してということで、建築には素人でもみんなわかっていたらいいんですけど。同じように一部残せるの、どうやるのというのは、こちらではなかなか説明が難しい。どうすればいいですか。

藤井委員

一部の保存改修というように後で言っているの、それは設計者側の判断にお任せということになりますね。

佐藤企画政策部長

判断でいけるということでいいんですね。はい。技術的に支障なければ。

藤井委員

全部残せと言ってるわけじゃないので。

佐藤企画政策部長

じゃあ支障はないですね。

藤井委員

それは、上手な人はどういようにやるかみたいな、そこで競争になると思います。

佐藤企画政策部長

はい。じゃあそのへんは、今の技術的なものからしても、創造的改修も含めたこの言葉があれば、そういった専門の事業者が提案してくるときには、一定手が挙げやすいということによろしいですよ。

藤井委員

ええ。区としては、こういうことを気にしてますということが書いてある。それにどう反応するかは、向こう側の課題です。

栗生委員

能力次第ですね、これ。対応が。

佐藤企画政策部長

でも、そうすると、またすごく限られたところしか手を挙げてこないというのも困っちゃうんですけれど。

栗生委員

でも、レベルを上げておかないと。

中林座長

ただ、体育館は鉄骨造でもあって、いわゆるコンクリートの校舎本体の改修工事とは、だいぶ違うと思うんですよ。例えば、極端に言うと、鉄骨をもう30年持たすのは無理だということで、取り壊しちゃう。撤去した場合の床のつくりというか、校庭に対する全開放というのは維持してほしいとか。あるいは、トップライト的な明かり採りということも配慮してほしいというふうにも受け止められる。さらに、ああいう空間というのは現代にはもうないんだから、むしろそのままのほうが人気が出るんじゃないかって考える方がいれば、あの鉄骨をリニューアルというか、30年使えるようにどうしたらいいかを考えられる、というふうにいる幅のある表現にするのか。

佐藤企画政策部長

それをもう一回考えるっていうような。

中林座長

はい。だから、それはそこまでの幅が「一部改修」とか「復元的改修」のなかに含まれる。さらにそれも含めて「創造的改修」と言うのがよろしいんですか。

栗生委員

そうですね。

佐藤企画政策部長

前々から鉄骨造とコンクリート造の関係でどうすればいいんでしょうというところは、だいぶご意見いただいていたものですから、今後、整備の考え方も含めて具体的に詰めていくときの書きぶりが難しいなと思って今聞いていたんですけれども。そういった専門的な方達にしてみたら、そんなに別に悩ましい話でもなく、いろいろほかにも考えてくださるところがあるものなんですか。

在塚委員

課題の内の一つ。

佐藤企画政策部長

一つということぐらいで。

藤井委員

本当の一部なので、思うほど受け止め手は思わないです。こちらが心配するほどではない。

栗生委員

たぶん鉄骨をもう一回新たに造り直すという案も出てくるでしょうし。コンクリートに替えちゃったほうがいいよ、経済的にも将来的にもそのほうが有効だよ、というかたちで提案してくることも十分考えられますよね。ただ、それをこうしなさいというふうに決めるのではなくて、こういうところを大切に我々は思ってますよ。けども、そのどういうところを生かしながらよりいい方向に、創造的に空間を使いやすいようなかたちにしていくには、こういうアイデアがありますよという提案を求めることですかね。

佐藤企画政策部長

なるほど。そのあたりが、そういった専門の方達からしてみたら大丈夫です、いくつか提案を挙げる余地がありますと言っていたかないと、提案を待ってみたはいいけど、何も挙がってこないということになってしまうと時間だけ経ってしまうので。

中林座長

プロポーザルの条件としては悩ましく考えることがあったほうが、たくさんアイデアが挙がってきますよ。

佐藤企画政策部長

きますかね。大丈夫ですか。

栗生委員

そうです。

中林座長

「こうしなさい」だけでは駄目だと思ってるんです。提案したい人ほど、そんな面白くない仕事はしないということになりかねないので。

栗生委員

そうですね。

中林座長

むしろさっきの言葉もそうですが、「うーん」って考えてもらえるほうが、いろんなアイデアが出てくる可能性はあるので。

佐藤企画政策部長

幅があるということですね、ええ。

在塚委員

やりがいになると思います。

中林座長

それは、今後のやり方とも関わってくる。コンペでいくのか、ということにもよります。

藤井委員

歴史性の継承のところ、例えば、校舎全体を残せってどこにも書いてないから、部分的に取りはらってもいいってことですよね。それも提案者側のフリーハンドになってきます。そうなんですよ。

佐藤企画政策部長

そうですね。そのあたりが非常に自由度は高いんですというところを、当然会議録も含めていただいた意見を確認しながら、今後整備に向けた方針を検討していくという流れになるものですから、提言のなかでどこまでの言葉で書いておいていただくのがいいかなというのも、ちょっとご議論いただけるとありがたいんですけど。当然、一般の方ですと、提言をまず読んでイメージするというのがあるものですから。

中林座長

学校のなかのエLEMENTというか、小さいことにちょっと議論が集中してますが、最も大事なのは、「復興小公園と復興小学校が一体的に運用、活用できるような空間が唯一残っているんです」ということ、一体となった当時の姿を今に伝える数少ないというか、唯一の事例ですと。今回、議論してきたことは、ELEMENTをどうするかではなくて、やっぱり守るべきことの本筋は何かということ、公園と学校が当時の理想に基づいた姿で残っている、それをベースとして考えてほしい。だから、がらりと全部変えてしまって、公園とオープンでつながっていればいいんですよ、という話ではないと思います。

佐藤企画政策部長

当然、全部変えてしまうような提案をされたとしても、そこはさすがに採用できないとは思ってるんですけど。だから、提案をいただくときの今後のプロポーザル要項などの書きぶり、今ご意見もいただきましたので、そのへんのフリーハンドの部分も含めて書いてくしかないんだらうなと思っはいるんですけどね。

中林座長

日本語で幅を持たせる時に、よく「など」というのを使うわけですけども、そういう意味では、ここの括弧書きも最初のほうは「など」が入ってる。外観のほうは一つなので「など」は入っていないということかもしれませんが、そのへんはやはり「など」と入れといていただいて、いろいろと考えてもらう。現場を見て残すべきものは何かを、それぞれの目で考えてもらえるというようにしておいたほうが、いいんじゃないかなと思います。そして、栗生委員からお話あった、事例として、例示として少し加えていただく。

井内政策研究担当課長

そのほかのところ、最初のほうから整理をさせていただきますと、まず4ページのところですが、ここで今の原案は「数少ない」ということになってるんですが、それを「唯一の」ということで、その確認としては、唯一のという意味は、一体となった当時の姿が残っている唯一ということ。

栗生委員

ええ、そういうことですね。

井内政策研究担当課長

はい。わかりました。その修正と、5ページにつきましては、 の上から5行目ですか、機能的劣化のところを機能不足という、先ほどのご提案ありましたので、機能不足というような表現に変えるということ。

6ページにつきましては、先ほどお話ししたとおり、それぞれ内部の意匠、それから外観のところの括弧書きのところ、栗生委員からお話ありましたところを入れて、外観のところは「など」というのも付けておくということですね。それから、復元的改修の括弧は取るということ。それから、6ページの2番の視点のところにつきましては、在塚委員のほうから、「今後に向けて」の で書かれてあるんだけど、もう少しこのあたりにも住民の利用というか、参加のようなところを補強したほうがよいのではないかと、ご検討をお願いしたいということがありましたので、このあたりの修文について調整を今後行うということです。

7ページにつきましては、3行目の機能低下というところも同様に、機能不足への対応というような表現になるのかなと思います。7ページの4番の民間活力の導入のところは、主旨としましては、8ページの の効率的な事業スキームのところと同様で、区と区民、あるいは地域住民と民間事業者との関係、継続的な協議の仕組みというようなところをこちらに入れるか、あるいは8ページの最後の のところに入れていくかというようなところで、同主旨のご意見だったと思いますので、それは入れる場所も含め、表現も含め、これから検討ということですが、案としましては、先ほど委員長がおっしゃったように、8ページのところ、 に区と区民と民間事業者との関係というようなかたちで、書いたほうがよろしいのではないかとご意見がありました。

最後、8ページのところ、上から2行目、3行目のところの書きぶり。それから、 の区と区民との関係のところについては、公園の維持管理などということだけではなくて、もう少し利用とか、継続的に区民が関わっていけるというようなところを、少し文言として補強されたほうがよいという話があったと思います。

今のようなところをこれから修正することを前提として、今回の案につきましてご了承をいただくというようなかたちになるかと思えます。

中林座長

はい。大体そういう方向でよろしいでしょうか。ただ、今4ページの一番最初の3の前書き4行のところに、「唯一の事例であり」というふうになってるんですけど、これなんか前文だと思われちゃうと、すごく価値が下がるんですね。 、 でそれぞれ書いてあるから、別々の価値が書いてあるんだけど、そういう意味では、ちょっとここを強調するということも考えてみる。つまり、大事なんだよという意味では、公園も学校も当時を伝える唯一の例なんだということであり、歴史性の継承として重視してほしいという意味では、6ページの四角の歴史性の継承のところの前文に、2行目に、大きな特長である公園と学校の一体利用の形態、そこのあたりをちょっとここで強調して書いておいていただく。

在塚委員

この1行目も「数少ない」になってますが、これも「唯一の」にしたら。ここでも「唯一の」にしたほうがいいんじゃないですか。

中林座長

ええ。こちらも「唯一の」にするほうがいいと思います。

栗生委員

十思スクエアは隣接する公園を福祉施設で遮っているし、しかも中庭に影を落としてしまっている。だから、本来つながりを持って一体として利用しているというのが、かなり阻害されたと思うんですね。だから、「唯一の」で大丈夫だと思います。

中林座長

個々の公園と学校としては、そういうものが残ってるんだけども、現状はそれを別々に分断して使われるようになってる。別物になっちゃってますっていう話なんです。その1行目をもう少しきちんと書くということが必要でしょう。

藤井委員

そうですね。一体化した姿を伝えている唯一の例ですから、「唯一の」なんです。

佐藤企画政策部長

なるほど。はい。

藤井委員

それ、もしできるのであれば、「はじめに」のところの1行目にそれを入れておくのがもうひとつの手ですけどね。52の震災復興小学校の一つですと、これはこれでいいのですが、一体となった姿を、現在も伝える唯一の、とか言っておけば、もう最初に特長をきちんとここで固めておけばいい。

在塚委員

そうですね。

中林座長

ここは一応私が責任を取ることかもしれません。

佐藤企画政策部長

たぶん同じ表現がいくつか出てくると思うんです、読んでいくと。そこは最後もう一度通して読んで整理します。

中林座長

文化財登録とかを考えると、そういうところがたぶんこの空間の一番の売りになると思うんですね。細かいエレメントをごちゃごちゃ書き込むことよりも、そういう大きな考え方と思想を伝える空間性というのは、すごく大事になってくるんだと思いますよね。

佐藤企画政策部長

ただ、前もちょっと申し上げたんですが、あくまで文化財の担当がこれから検討するということがあるので、どこまで価値観の書き込みができるかということで、この提言のなかでは、事実を淡々と述べるかたちにしますよというのでご了承いただいたと思ってますので、ちょっとそのバランスは確認します。ただ、今いただいたお話でわかりましたので。ほかにもたぶん直さなきゃいけない部分が出てくる可能性もありますから、ちょっと通して読ませていただいて。

中林座長

歴史的な文化財もあるんだけど、ほかにもいろいろあって、日本ユネスコ協会の未来遺産というものもありますしね。30年後の文京区の子供達に90年前の姿を伝えるという、未来の子供達の遺産として残すんだということです。そんなものもあるし。ユネスコの本物がやってる世界遺産というものも歴史的な文化財系なんですけれども、いろいろあります。従って、そういう価値というか見直しで、これをなぜ利活用するのかということを中心に伝えていくことが大事だと思いますね。

そのエレメントを残したからとか、文書で文化財としての記録をきちっと残したからではないということが大事だと思います。そういう意味で、小公園と学校の両方のデザインが残っている。空間も残っているという唯一の事例。そこを最大限“利活用する根幹”にして考えていただきたいという議論を我々はしてきたのだと思います。じゃあちょっと3箇所になるのか2箇所になるのか、「はじめに」のところに加えると3箇所ですが検討します。

佐藤企画政策部長

そうですね。通しで見ないとちょっと。

中林座長

そこを先ほどの皆さんのまとめに加えていただくことで進めていきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。

藤井委員

次のことで、聞きたいことがあります。基本的には、建築基準法の枠のなかで考えてらっしゃるんですよ。例えば、文化財であったり、あるいは今国交省がずいぶん良いことを言い出して、文化財指定されていなくても、行政が歴史的に重要な建物だと専門家の委員会で認識したときに、3条の適用除外でいるんなことができるようにと、してもよい、という話です。

佐藤企画政策部長

そうなんですか。

藤井委員

それを使うともものすごく複雑になりますけどね。最終的には、建築審査会に持ち込むという話になるので。そうすると、そこでのやり取りも入ってくる。だけど、これいわゆるコンペのようなものじゃないかな。結局最終案じゃなくて、事業者を指名していくようなかたちになるのだと。そうすると、どこかの段階でそういう可能性もあるのですかね。だから、あんまり問題にならないのですかね。建築基準法で進めているときに、何かが決定的に壊れちゃうとか、そういうことがときどき起きるんですけど。使えない、全く駄目な部分ができるとか、そういうことが起きる。あの建物は、まあまあ大丈夫そうなら基準法の枠のなかでやるという。

中林座長

数年後ぐらいには、今お話にあったようなことが、制度としてきちんと出てきそうかどうかということですか。

藤井委員

いや、それはもう国交省が詰めた。

中林座長

もう動き出してるんですか。そうなんですね。

藤井委員

市など行政の担当部局が、これでいいって判断すれば、それでやればいいわけですね。

中林座長

市指定の文化財みたいな話でいいよという話なんですね。

藤井委員

そうです。そういうことなんですね。

中林座長

市が責任持ってそれを文化財として管理するような体制があればいいです、ということ。

藤井委員

要するに、見込みのものもそれでやれるような。

佐藤企画政策部長

見込みということで、こちらはもう考えてるからということでやれるような話。時期がちょっと合わないけれど、考えていますと表明すれば使えるという仕組みなんですね。

藤井委員

フライングできるということですね。

佐藤企画政策部長

なるほど。

藤井委員

これは文化財当局とのやり取りが必要になりますね。

中林座長

このあとは、区のほうで受け止めて、プロポーザル含めていろいろ考えるにあたり、建築の専門家も含めてご検討いただけますか。まず庁内でそういう体制で動けるかどうかがないと、おそらく動けないと思います。

井内政策研究担当課長

そうですね。これから詰めていく際には、建築の専門の部門ですとか、文化財の部門ともやり取りしながらやっていきますので、そのあたりは確認させていただきます。

中林座長

それでは、今日は最後の委員会ということなんですけれども、今後の日程について、少しご説明いただけますか。

井内政策研究担当課長

はい。この会議自体は、今回を持って終了ということにさせていただきますが、本日も議論いただきましたご意見等を踏まえて修正をさせていただきますして、委員長のほうに確認を取らせていただくということを考えています。確認が取れましたら、それをもってこの会議体の提言ということで確定をさせたいと思います。提言は、完成いたしましたら印刷等いたしまして、でき次第委員の皆さまにも送付をさせていただきたいと思っております。

今後の予定といたしましては、年内を目途にこの提言を基本としまして、プロポーザルに向けた準備を進めることとしておりますが、住民の方と懇談をしたりですとか、ご意見を伺ったりしながら、進めてまいりたいと思っております。プロポーザルの要項が出来ましたら、このあたり時期は前後するとは思いますが、業者の募集等につきましては、最短で今のところ来年早々ぐらいということで考えてございます。

提言につきましては、一度事務局のほうで、また全体を通して整理をさせていただきますして、修正については座長に一任というかたちで考えておりますが、いかがでしょうか。

中林座長

よろしいでしょうか。

栗生委員

はい。

(異議なし)

中林座長

はい。何かわからないことがあったら、また委員の先生方にちょっと確認いただくことあるかもしれませんが、それで話を進めさせていただきたいと思います。それでは、ありがとうございました。

井内政策研究担当課長

一年間、長い間ご協力いただきましてありがとうございました。

佐藤企画政策部長

どうもありがとうございました。